

(案)

契 約 書

岡 山 市
・

(案)

契 約 書

岡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、岡山市民に配布するマタニティマーク入りストラップ（以下「マタニティストラップ」という。）及び樹脂製バッグ（以下「バッグ」という。）の作成、贈与及び配布について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（定義）

第2条 この契約において「マタニティストラップ」とは、厚生労働省が作成・公表したマタニティマークを耐久性のある素材に印刷したもので、利用の形態に応じて取り外しが自由にできるものをいう。

2 この契約において「バッグ」とは、妊婦が妊娠届出書提出時に交付を受ける親子手帳、受診票つづり、子育てのしおり及び各種母子保健事業を案内するチラシ等の配布物を入れることができる樹脂製の袋をいう。

（マタニティストラップ及びバッグの作成、贈与及び配布）

第3条 乙は、マタニティストラップ及びバッグを作成し、これを甲に贈与するものとし、甲は、これを受領し、甲における親子手帳交付の際、乙が作成する広告物と併せて配布するものとする。

2 マタニティストラップ及びバッグの贈与総数並びに納品場所及び個数は、仕様書（別紙）のとおりとする。

（マタニティストラップ及びバッグの納品期限及び配布期間）

第4条 マタニティストラップ及びバッグの納品期限及び配布期間は、仕様書（別紙）のとおりとする。

2 乙は、天災その他正当な事由により納品期限内の納品ができないときは、その理由を書面により明らかにし、甲、乙双方協議の上、納品期限を延長することができるものとする。

（マタニティストラップ及びバッグの仕様）

第5条 マタニティストラップ及びバッグの仕様は、仕様書（別紙）のとおりとする。

（マタニティストラップの瑕疵に対する責任）

第6条 乙は、マタニティストラップに瑕疵があるときは、乙の負担によりこれを回収し、代替のマタニティストラップを甲に提供するものとする。

（広告の掲載）

第7条 乙は、マタニティストラップと併せて配布する広告物（以下「広告物」という。）に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、その広告を掲載することができる。

2 広告物に掲載することができる広告は、岡山市保健福祉局広告審査委員会設置規程（平成24年12月25日施行）に基づく岡山市保健福祉局広告審査委員会の審査を経て甲が承認したものとする。

3 乙は、第1項の広告主の募集に当たり、広告主に対して、甲が広告主を募集しているような誤解を与えてはならない。

（広告内容等の変更）

第8条 甲は、広告の内容、デザイン及び広告主の業務が各種法令（岡山市の条例、規則等を含む。）に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの契約に抵触すると判断したときは、乙に対して広告内容の修正又は広告主の変更を指示することができる。

2 乙は、前項の規定により広告内容の修正等を指示されたときは、これに従わなければならない。

（広告物の配布中止）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙への催告その他の手続を要することなく、広告物の配布を中止することができる。

(案)

- (1) 指定する期日までに、マタニティストラップ、バッグ及び広告原稿又は広告物等の提出がないとき。
 - (2) 前条の規定による広告内容等の変更の指示に乙が従わないとき又は広告の内容が改善される見込みがないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が広告物の配布が適当でないと認めたとき。
- 2 前項の規定により広告物の配布が中止された場合において、乙又は広告主に損害が生じて、甲は一切その責めを負わないものとする。

(不足の際の対応)

第10条 配布期間中に、マタニティストラップ及びバッグに不足が生じた場合は、甲は、乙に追加してマタニティストラップ及びバッグの提供を求めることができる。

(配布期間経過後の取扱い)

第11条 配布期間を経過した後に、マタニティストラップ及びバッグに残余が生じた場合は、甲の責任においてその残余を処分するものとする。

(広告内容の責任)

第12条 乙は、広告物の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 乙は、広告物の納品までに、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないことを確認し、及び広告内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の処置を講じなければならない。
- 3 第三者から広告活動に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 乙は、当該広告に起因して甲に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為を、その形態の如何を問わず行ってはならない。

(通知、回収及び代替措置)

第13条 乙は、広告主の営業停止、事件、事故等の問題が生じた場合は、速やかに甲に通知するとともに、当該広告主に係る広告物の回収に努め、代替物を甲に提供するものとし、その数量、納期等については別途協議するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 甲又は乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、この契約に基づく業務の履行に関して知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。この契約に基づく業務が終了した後においても、同様とする。

(変更の報告)

第16条 乙は、その名称、代表者、所在地等に変更があったときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(契約の解除)

- 第17条 甲又は乙は、相手方が法令又はこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除した者がこの契約の解除により損害を被ったときは、相手方に損害の賠償を請求することができる。
 - 3 第1項の規定によりこの契約を解除された者がこの契約の解除により損害を被っても、相手方はその責めを負わない。

(管轄する裁判所)

第18条 この契約に定める広告掲載に関する訴えの提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うも

(案)

のとする。

(定めのない事項等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（岡山市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上定める。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡 山 市

岡 山 市 長

乙